

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記後、併せてご提出ください。

別添 3 (新規開店特例)

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

店舗名 (屋号)	
開業日	令和 年 月 日開業

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

【期間 G (9月13日～9月30日)】

【売上高方式】 ※売上高は、飲食部門における消費税及び地方消費税を除いた金額とすること。

1日あたりの売上高は、100,000円を超えますか？
(1日あたりの売上高 = 開店日から時短営業開始日の前日までの売上高総額 ÷ 開店日から時短営業開始日の前日までの日数)

はい

いいえ又は不明

支給額は1日あたり4万円です (売上高の証明は不要)。
以下を記入して支給額を確定してください。

40,000 円	×	時短協力日数 18 日	=	当該店舗への支給額 720,000 円
----------	---	----------------	---	------------------------

上記内容で申請します

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

開業から時短開始日の前日までの売上高 ① 円	÷	開業から時短開始日の前日までの日数 ② 日	×	0.4 =	③ 円
---------------------------	---	--------------------------	---	-------	-----

千円未満切上

1日あたりの支給単価 ④ 円

※最大10万円

1日あたりの支給単価 ④ 円	×	時短協力日数 ⑤ 18 日	=	当該店舗の支給額 ⑥ 円
-------------------	---	------------------	---	-----------------

上記内容で申請します

※期間 H (10月1日～10月7日) 分については、裏面に記入してください。

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記後、併せてご提出ください。

【期間 H (10月1日～10月7日)】

【売上高方式】 ※売上高は、飲食部門における消費税及び地方消費税を除いた金額とすること。

1日あたりの売上高は、83,333円を超えますか？
(1日あたりの売上高=開店日から時短営業開始日の前日までの売上高総額÷開店日から時短営業開始日の前日までの日数)

はい

いいえ又は不明

支給額は1日あたり2.5万円です (売上高の証明は不要)。
以下を記入して支給額を確定してください。

25,000 円	×	時短協力日数	=	当該店舗への支給額
		7 日		175,000 円

上記内容で申請します

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

開業から時短開始日の前日までの売上高	÷	開業から時短開始日の前日までの日数	×	0.3 =	
① [] 円		② [] 日			③ [] 円

千円未満切上

1日あたりの支給単価
④ [] 円

※最大7.5万円

1日あたりの支給単価	×	時短協力日数	=	当該店舗の支給額
④ [] 円		⑤ 7 日		⑥ [] 円

上記内容で申請します